平成２１年（フ）第１８０３号
横浜市鶴見区汐入町１丁目６番地　第三汐入荘102号
債務者　大岡　康男
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９６０号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目10番地の１　藤和シティホームズ湘南台309号室
債務者　渡邊　正男
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９８０号
横浜市港北区師岡町468番地12　コンドミニアム・ヴェル大倉山313号
債務者　小野　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１１９号
横浜市神奈川区平川町25番地１　南川ハイツ101号
債務者　田口　茂夫
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８９号
岡山県津山市高尾352番地
債務者　岸本　裕美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第３０５号
静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵480番地の３
債務者　渡邉　浜美
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
静岡県菊川市下平川1618番地の２、前住所静岡県掛川市倉真6646番地の１
債務者　松下　鈴枝
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４２１号
静岡県浜松市中区曳馬六丁目13番31号　第二スヤマハウス10号
債務者　植野　泰司
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
栃木県鹿沼市幸町２丁目７―38　ヴァルムレーベンⅢ202、住民票上の住所栃木県鹿沼市幸町２丁目７番33号
債務者　髙橋　美樹（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１１号
栃木県宇都宮市富士見が丘３丁目７番１号ベルヴィレッジ101号、前住所栃木県宇都宮市清住２丁目４番11号　ハイツ清住203号
債務者　松崎　恵美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２２号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町155―４　サンライフフナモト101号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市宿郷１丁目４番３号　コーポソフィア502
債務者　斎藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２３号
栃木県鹿沼市緑町１丁目８番33号　アーバンハイツ103号
債務者　齋藤　里子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２６号
栃木県宇都宮市鶴田町390番地１　ホワイトローズ２―107、前住所栃木県宇都宮市今宮４丁目８番１号
債務者　八幡　泰行
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３５号
栃木県小山市西城南１丁目２番地５　アボック城南201号、前住所茨城県下妻市北大宝86番地12
債務者　奈雪　弘信
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８６５号
横浜市旭区中希望が丘100番地13　希望が丘センタービル604号
債務者　齋藤はる江
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部